

令和6年8月15日

瀬戸市市議会議長  
小澤 勝 殿

陳情者

愛知県瀬戸市

議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為の中止を求める陳情書

受付  
'06.8.15

6瀬議第 11

<陳情理由>

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会61か所、そのうち愛知県では、高浜市、幸田町、安城市、豊明市、津島市、蒲郡市で、庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査 及び 自肃を求める陳情が採択されました。また、庁舎内勧誘行為の実態が判明した安城市、あま市、津島市では、ハラスメント防止の観点から、事実上庁舎内勧誘が中止されました。（資料①）

私どもは「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自肃と実態調査を求める」として改善を求めていましたが、瀬戸市議会においては、「強制の実態がない、職員からの苦情がない」との理由で不採択となりました。それゆえ「議員から職員へのハラスメント防止」の具体策には至っていないのが現状かと思われます。

ハラスメント防止の重要性は言うまでもありません。そこに反対する党・会派及び議員はいらっしゃらないかと思います。例えば、日本共産党愛知県委員会は「ハラスメント撲滅プロジェクト」のパンフレットやホームページを作成し、精力的に取り組んでおられます。  
<https://www.jcp-aichi.jp/hbpj/> （資料②）

論点は、「①庁舎内で政党機関紙の勧誘行為があるか、ないか」「②勧誘行為が実際に続いている場合、職員はその勧誘行為をどのように感じているか」という2点だと思います。そもそも庁舎内の勧誘営業行為は、庁舎管理規則で「許可が必要な行為」であるのが一般的であり、「無許可の営業行為は見逃さない」という厳しい姿勢が必要かと思います。

「庁舎内の勧誘行為に伴い、職員が心理的圧力を感じているかどうか」に関して、近年の各自治体で先駆けて実態調査が行われていますので、参考にしてください。どの自治体でも、勧誘された際に「購読しなければならないという圧を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割（3人に1人）、多い自治体では8割（5人に4人）にのぼっています。

また、職員の自由記述を求めた自治体のアンケート結果もぜひご確認ください（宇都宮市、霧島市等）。陳情審議や職員アンケートの具体的な実施がなければ、このような職員の声が行政や議員に届くことはありませんでした。「行政としては、職員から具体的な相談がないので、対処しない」として職員の苦痛は「なかったこと」にされたでしょう。資料③

愛知県においては

安城市の調査結果（令和6年2月）においては、管理職153人のうち146人が回答。 庁舎内で勧誘をされた人76人（52%）、勧誘された際に心理的な圧を感じた人31人（41%）となっています。（資料④-1）

蒲郡市の調査結果（令和6年5月）においては、管理職93人が回答。 庁舎内で勧誘をされた人42人（52%）、勧誘された際に心理的な圧を感じた人26人（62%）となっています。（資料④-2）

厚生労働省が示すハラスメントの定義は「職務上の地位や役職などの優位性を背景に適正な業務の範囲を超えて精神的、身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為です。」とあります。「議員から職員へのハラスメント問題」を扱った読売新聞記事（3月24日付）では、「議員と職員は事実上の上下関係」と見出しがついています（資料⑤）

議員が職務上の優位性（議員としての地位）を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘する事は、そこに少なからず「心理的圧力が伴っている」現状があります。すなわち、職員に適正な業務の範囲を超えて精神的、経済的負担を与えるパワーハラスメント行為ではないでしょうか。

ハラスメント防止の重要な視点は、「受け手がどのように感じているか」という想像力と実態調査です。東郷町では、町長から職員へのハラスメントが問題になりましたが、町長（当時）は「受け手の感じ方が重要だ」と考え、全職員にアンケート調査の実施に踏み切った結果、その調査をもとに適切な判断をすることができました。

貴議会においては、前回「実態調査を求める陳情」の採択はいただけませんでしたが、職員から相談がないからといって問題を放置するのではなく、仮に今すぐ調査する意思がないのであれば、今後ハラスメント防止のために以下の陳情項目を、職員を守るという観点から要望する次第です。

#### ＜陳情項目＞

- ① 議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為は、ハラスメントになる可能性が高いことから、庁舎内においては原則中止してください。
- ② 庁舎内における政党機関紙の勧誘行為は、庁舎管理規則が定める「許可の対象」であることを確認してください。議員も庁舎管理規則の例外ではなく、政党機関紙勧誘を希望する場合は、市の許可手続きを必ず取得するようにしてください。
- ③ 議員からの申請で、勧誘行為の許可不許可の判断をする際は、「政党機関紙の勧誘行為に伴う職員の声（心理的圧力の有無）」をアンケート等を通して収集し、判断材料としてください。